

防府市住宅・建築物耐震化促進事業のご案内

住宅の耐震化を進めるために、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）で建築された木造戸建住宅の耐震診断について、無料で診断員を派遣します。

また、木造住宅の耐震改修及び多数利用建築物又は共同住宅の耐震診断の費用の一部を補助します。

◆木造住宅耐震診断・耐震改修

耐震診断とは、昭和 56 年（1981 年）5 月以前に着工された建物が、「新耐震設計基準」とくらべて、どこが弱いか、どこを補強すればよいかを調べるものです。

対象

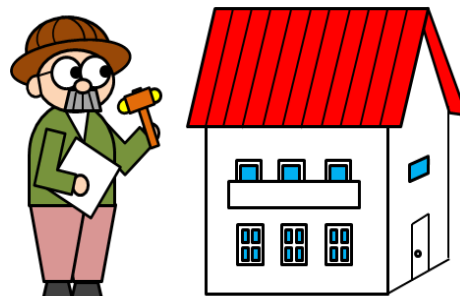
- ・市内にある 3 階建て以下の戸建ての木造住宅で、申請者が所有し居住しているもの（貸家対象外）
- ・着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前で在来軸組工法、枠組壁工法または伝統工法で建築されたもの
- ・専用住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が延床面積の 1/2 以上のもの）

※昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築がある場合、対象にならないことがあります。

耐震診断（耐震診断員派遣方式）：30 戸

※所有者負担 なし

募集期間 令和 5 年 5 月 8 日（月） ～ 令和 5 年 11 月 17 日（金）まで



◆耐震改修とは？

「耐震改修」とは、耐震診断の結果にもとづいて、建物が地震に耐えるよう補強する工事等のことです。耐震補強に要する工事費は住宅の建築された時期(古さ)、規模、補強方法などによって違います。

耐震診断に基づく補強計画に応じて、一般的に以下のような工事が行われています。

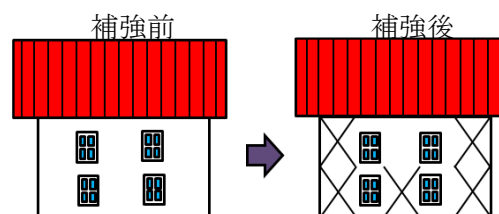
- ・基礎の補強
- ・筋かいを入れたり、構造用合板を張ったりして強い壁を増やす
- ・壁の量を増やし、かつ、釣り合いをよく配置する

●対象：木造住宅耐震診断の対象となる住宅で、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」と診断されたもの。

●耐震改修（補助金方式）：募集戸数 3 戸

●補助額 改修費用の 80%（上限 100 万円）

●募集期間 令和 5 年 5 月 8 日（月） ～ 令和 5 年 9 月 29 日（金）まで



お問合せ：開発建築指導課建築指導室（駅南町 14-1・0835-25-2449）